

中川 淳司 ヒュデックの慧眼

故ロバート・ヒュデックは一九八七年の著作『ガット法体制における途上国』で、開発の国際法の理念に裏打ちされた特惠と非相互主義を柱とする途上国の要求を批判した。その根拠としたのは政治経済学的な理由である。すなわち、貿易自由化を志向するにせよ、幼稚産業保護を志向するにせよ、特惠と非相互主義は途上国の通商政策に望ましい結果をもたらさない。貿易自由化を志向する途上国の場合、輸出志向の国内勢力は特惠と非相互主義によりその目的が達成されるので、あえて自国政府に貿易自由化を求める必要がなくなる。その結果保護を求める国内勢力の声が増幅されてしまう。幼稚産業保護政策をとる途上国の場合も特惠と非相互主義により保護を求める国内勢力の声が強まり、適切な幼稚産業保護政策の実行が難しくなる。彼は特惠と非相互主義に代わって途上国が最惠国待遇原則に同意することが最善の結果をもたらすと主張した。彼の主張は途上国の通商政策へのガット法政策の影響に着目した点で独創的であり、特惠と非相互主義に代わって最惠国待遇原則を説いた点で当時の支配的な風潮からかけ離れていた。

その後の国際貿易体制の展開はヒュデックの主張を拒絶する方向に進んだ。途上国はガットのウルグアイラウンドに積極的に参加し、交渉結果の一括受諾に同意したが、それと同時に途上国に対する特別かつ異なる待遇（S&D）の付与に執着した。ガットを引き継いだWTOの下で二〇〇一年に始まった多角的貿易交渉はドーハ開発アジェンダと名付けられ、ここではS&Dが交渉の眼目とされた。先進国と新興国の対立で交渉はこう着状態に陥り、ようやく昨年末のバリ閣僚会議で貿易円滑化、農業と並んでLDC向け無税市場アクセスなどについて合意が成立した。このように、特惠と非相互主義はWTOの下でも一貫して途上国向け政策の基本方針とされてきたが、それが途上国、特に後発開発途上国（LDC）の開発にとって有意な帰結を導いてきたと言えるだろうか。ガットとWTOの途上国向け法政策に一貫して欠けているのは途上国の通商政策に生じる歪みを糾（ただ）そうとする姿勢だった。

その一方で各国は自由貿易協定（FTA）の締結に通商政策の軸足を移し、途上国の多くもFTAを締結するようになった。FTAは途上国にも産品・サービスの貿易自由化にコミットすることを求めており、その意味で相互主義に立脚する。それだけではない。最近のFTAは貿易だけでなく投資、知的財産権、競争政策、労働、環境など広範囲の政策分野の規律を盛り込む。それを通じて途上国の通商政策の歪みが是正される可能性があるが、その効果は限定的だ。通商政策の歪みの是正には多角的貿易体制を通じた取組みが必要である。今こそヒュデックの主張に耳を傾けたい。

なかがわ じゅんじ／東京大学社会科学研究所教授

国際経済法専門。著書：『WTO 貿易自由化を超えて』（岩波書店）、『経済規制の国際的調和』（有斐閣）など。